

平成24年度第3回八戸市健康福祉審議会

地域密着型サービス運営委員会 会議録

日時 平成25年2月20日(水)午後1時30分

場所 市庁別館2階 会議室B

○出席者(7名)

坂本分科会長、浮木副分科会長、山本委員、山田委員、小野寺委員、嶋守委員、平委員

○欠席委員(1名)

千葉委員

○事務局(8名)

鬼柳市民健康部次長兼国保年金課長、矢羽々介護保険課長、田茂副参事、榊原主幹、佐藤主幹  
岩崎主幹、松村主査、大里主査

**事務局(佐藤主幹)**：それでは定刻となりましたので、只今から平成24年度第3回地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。本日は全委員8名の内、千葉委員1名が欠席となっておりますので出席委員は7名となっております。半数以上の出席者がおりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。議事の進行は坂本分科会長にお願い致します。それでは坂本分科会長よろしくお願ひ致します。

**議長(坂本分科会長)**：会議に先立ちまして、簡単ではありますが御挨拶申し上げます。今日は来年度実施されます地域密着型サービスの募集要綱等について、事務局から説明を受け、ご意見を伺いたいと思っております。皆様ご承知のとおり、昨年度決めました「八戸市高齢者福祉計画」に基づきまして、認知症対応型共同生活介護の他、3つのサービス事業所についてそれぞれ第5期計画で整備しようとしております。それに基づきまして公募選定は、来年度ではございますが、どのようにやっていくかについて、今日ご審議いただく審査票等に基づき行われることから、委員の皆様には、より質の高い事業所選定のため、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。(1)地域密着型サービス事業所の指定更新について事務局から説明をお願い致します。松村さん。

**事務局(松村主査)**：介護保険課の松村と申します。座って御説明させていただきます。それではまず最初に、事前に送付しておりました資料の(1)地域密着型サービス事業所の指定更新についての1ページをご覧ください。介護保険サービス事業所は、介護保険法上、6年に一度指定更新をしなければならないことになっており、更新に当たっては、地域密着型サービス運営委員会の承認を得ることになっております。1の地域密着型サービス事業所指定更新事業所の「デイサービスセンターさるかどした」は事後承認になりますが、更新書類を確認した結果、特に基準を満たしていないところはございませんでしたので、平成25年1月15日に指定更新を行いました。また、下の表になりますが、小規模多機能型居宅介護のうみ、介護予防支援の八戸市地域包括支援センター、認知症対応型通所介護の老人保健施設南山苑の3事業所はいずれも3月に有効期間が満了となる事業所ですが、こちらも書類審査の結果、特に問題はございませんでしたので、指定更新を行いたいと

考えております。以上で報告を終わります。

**議長（坂本分科会長）：**ただいま承認していただきたいという事後承諾の案件が1件、これから更新を迎える3件について、いずれも書類上問題はないという報告でございましたけれどもいかがでしょうか。ご意見がないようですので、ただいまの4件については承認いただいたものとして取り扱います。それでは、議事の（2）第5期計画のサービス基盤整備に係る募集要綱について事務局から説明をお願いします。松村さん。

**事務局（松村主査）：**それでは、資料の方は本日配付致しました（2）第5期計画のサービス基盤整備に係る募集要綱についての1ページをご覧ください。募集要綱の骨子についてですが、前回の分科会でもご説明致しました、募集する4種類のサービスの第5期整備見込み数、募集圏域、応募資格について再度掲載しております。このうち網掛けになっている部分は前回の骨子案から追加、または見直した箇所となっておりますのでその部分についてご説明したいと思います。ここでは認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）の募集圏域について、当初の骨子案では、募集圏域を未整備圏域である6圏域としておりましたが、第5期の計画策定時に、高齢障がい者や若年性認知症への対応など特色ある事業所の整備も可能としてはどうかという委員からのご意見を踏まえ、事務局で再度精査した結果、募集圏域を見直し、全圏域を対象と致しました。それでは、2ページをご覧ください。選定方法についてですが、まず事務局で審査致します一次審査項目の配点は各サービス50点と致します。この一次審査の結果、二次審査の対象とするのは小規模多機能型居宅介護では評価点数の1位から6位の者とし、それ以外のサービスについては1位から3位の者と致します。そのため、仮に地域密着型介護老人福祉施設を応募した者が5者あった場合で、一次審査の点数がいずれも同点の場合は、二次審査に進めるのは5者ということになります。ただし、一次審査50点中、25点に満たない者は二次審査の対象とは致しません。また、小規模多機能型居宅介護は、応募者が複数の圏域においては、二次審査対象は、整備済事業所を含めて3事業所を上限と致します。次に二次審査ですが、配点は一次審査と同様に各サービス50点と致します。設置候補者は最終的に一次審査と二次審査の合計評価点数の最上位の1者を、ただし、小規模多機能型居宅介護は上位3者としますが、二次審査配点の50点中、30点に満たない場合は候補対象外と致します。今後のスケジュールですが、当初6月に予定していた公募説明会を5月に開催することとし、募集期間を6月から7月までの2カ月間設けたいと考えております。その後、事務局で一次審査を行い、10月中には全応募者に対し一次審査の結果通知を行います。二次審査対象者には11月に審査書類の提出を求め、12月から来年2月にかけて二次審査を実施し、全サービスの設置候補者を決定して参りたいと考えております。次に3ページをご覧ください。まず、設置候補者を選ぶ上での評価基準となります審査票を作成するに当たっての基本的な考え方でございますが、募集サービスの地域密着型介護老人福祉施設と小規模多機能型居宅介護につきましては、それぞれ前回実施した審査項目及び配点を基本としておりますが、全募集サービスに共通する審査項目は、できる限り評価基準及び配点が同じになるように調整致しました。次に、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護については、一次審査及び二次審査による公募実績がないため、実績のある地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護の審査項目と配点を基本としております。また、後

程詳しくご説明致しますが、全サービスに共通する審査項目を新設したほか、それぞれのサービスについては独自の審査項目を設けることと致しました。それでは、別紙1と書かれております資料をご覧ください。こちらは、審査項目及び配点一覧表となっております。この表は、審査項目ごとに各サービスの配点状況と、一次審査と二次審査の配点構成を表しております。審査項目は大きく7項目に区分され、それぞれ丸数字で書いております項目で審査致します。同じ審査項目でも各サービスの配点にばらつきがあるのは、この後ご説明致します評価基準の数がサービスによって異なるためです。また、審査項目の3の設備計画の状況の③防火・防災・安全対策のように、地域密着型介護老人福祉施設では二次審査対象で配点は2点となっておりますが、その他のサービスでは一次と二次の両方の審査対象となっている審査項目もございます。一次審査と二次審査の配点バランスについては全サービスにおいて50点ずつとし、合計すると100点となるよう調整しております。なお、この表には表示しておりませんが、この他の審査項目として、特別減算項目を設けております。これは、審査期間中に該当事項が判明した場合に、事実関係を確認した上で採点を行うことができるものでございますが、こちらについては審査票のところでご説明いたします。なお、採点に当たっては、一次審査の評価点数は整数とします。また、点数の合計が25点に満たない場合は、二次審査に進むことができません。二次審査の評価点数については、小数点第1位まで可とし、点数の合計が30点に満たない場合は順位の対象外と致します。それでは、審査票の説明に入らせていただきます。資料のほうは、別紙2から別紙5までとなりますが、はじめに、別紙2の地域密着型介護老人福祉施設の審査票をご覧ください。審査票は、左側が審査項目となっており、その右の欄が評価基準、次に評価点数が記載され、その右隣には今回募集する4サービスの欄があり丸印が付いております。丸印があるサービスはその審査項目が対象になるサービスであるという意味で、全サービスに丸印がある場合は、その審査項目が全サービスを対象にしたものであることを表しているものです。一番右側の欄は、前回公募した際の審査項目との変更点等についての説明書となります。また、太い黒枠がございますがこちらは今回から新設した審査項目で、網掛けをしている部分は審査委員の皆様にご採点いただく二次審査項目であることを示しております。1ページ目は、設置希望者の状況ということで、大きく分けて①応募資格、②法人又は代表者の信頼性、③設置の理念、④介護保険制度、地域密着型介護老人福祉施設の理解の4つの観点からそれぞれ審査項目を設けております。主な審査項目をご説明致しますと②の法人又は代表者の信頼性ということで、1つ目の審査項目は、市税、保険料等の滞納状況を審査する項目となっております。評価基準には具体的基準が段階分けされており、法人、代表者、役員の方すべてに滞納がない場合は1点の評価点となり、上記以外の場合はマイナス10点の評価点となるものです。この審査項目は前回の審査項目とは変更となっており、前回の審査項目では、滞納があっても、申請時までには納付が確実である場合も含め3段階で評価しておりましたが、平成22年度の小規模多機能型居宅介護の公募選定時の審査票に倣い2段階評価としたものです。また、黒枠で囲まれた審査項目は今回から新設した項目でございますが、法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているかどうかを審査する項目となっております。法人役員のうち女性の占める割合が30%以上か未満かの2段階で評価するものですが、新設した理由と致しまして、当市は男女共同参画都市宣言をしていることか

ら、介護分野においても男女共同参画の促進のための取り組みを評価してはどうかと考えたためです。続いて③設置の理念のところをご覧ください。ここと次の④の2項目は二次審査項目になりますので、委員の皆さまがプレゼンテーションをお聞きになって採点していただくところになります。1つは、設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるかを審査いただきます。評価基準は3段階になっており、理念、熱意が顕著に認められる場合は3点。以下認められる場合は1点、認められない場合は0点というふうに採点していただくわけですが、募集要綱の骨子のところで申し上げましたとおり、二次審査の場合は、一次審査とは違い、小数第一位までの評価点を付けることを可と致します。従いまして、0点から3点までの範囲であれば、例えば2点とか、1.5点でも良いということになりますのでよろしく願いいたします。それでは2ページをお開き下さい。ここからは設置場所の状況ということで、①設置場所、②安全性、③土地の確保といずれも一次審査の審査項目になります。1つ目は、設置場所が住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるかを審査します。設置予定場所の半径500m以内の住宅世帯数が多いほど配点が高くなっております。また、中心市街地区域内に設置する場合は、世帯数に関わらず評価したいと考えております。ここは変更した項目になるのですが、以前は世帯数を4段階に区分して評価していたものを小規模多機能型居宅介護の審査基準に合わせる形で今回は6段階へ細分化したいと考えております。また、これまでは中心市街地区域のほか田向地区計画区域内も別に評価しておりましたが、田向地区は圏域上、吹上地区にあり、同地区は募集圏域外であるため評価基準から外すことにしたいと思っております。次は新設した項目になりますが、設置予定場所が交通利便性に優れているかどうかを審査するものです。設置予定場所から半径500m以内にバス停又は駅があるかどうかを評価基準としたいと考えております。その次も新設項目となりますが、設置予定場所に同じ種類のサービス事業所が近接していないかどうかを審査するものです。これは、圏域内でのバランスを図るため新設したいと考えたものです。次に②の安全性については、設置予定場所がどの程度安全な場所であるかを審査するもので、市で作成しております津波浸水区域、洪水氾濫区域及び土砂災害が予想される区域のいずれにも設置予定場所がかからない場合に評価するものです。この項目は変更箇所となっており、これまでの評価基準は抽象的な表現であったため、この項目についても小規模多機能型居宅介護の評価基準に合わせ、2段階評価へ変更したいと考えております。それでは3ページをご覧ください。こちらは設備計画の状況ということで、①設備（建物）の状況、②利用者への配慮、③防火・防災・安全対策、④環境対策、⑤建築（改修）計画又は賃貸借契約の状況の5つの観点について審査を行うものです。ここでは②から④までが二次審査項目となりますが、②では利用者の特性に配慮した構造、設備となっているかを3段階の評価基準を目安に評価いただくこととなります。こちらの項目は、一部変更となっており、以前は高齢者への配慮という審査項目でございましたが、施設は、障がい者や医療ケアが必要な人など幅広い利用形態が考えられるため、高齢者という文言を利用者に見直したいと考えております。次に④の環境対策をご覧ください。設置する事業所が省エネ対策に配慮した設備となっているかどうかを評価いただく項目となっており、省エネルギー対策の取り組みについて評価するため新設したいと考えております。次の⑤建築、改修計画又は賃貸借契約の状況ですが、こちらは建築改修計画や

建築改修費用の償還計画等を審査する項目になります。この⑤の審査はこれまで二次審査項目としておりましたが、募集申込時の書類で判定できるため、今回は一次審査項目へ変更したいと考えております。それでは4ページをお開き下さい。4ページは、職員の状況についての審査項目ですが、①配置計画、②職員の定着率、③職員の勤務形態、④職員の経験・専門性、⑤職員確保の見込み、⑥研修計画について、全部で8つの審査項目となります。②の職員の定着率は二次審査項目となりますが、顔なじみの職員によるケアを受けられるようにするため、職員を定着させるための具体的な方策を講じているかどうかを評価する項目になります。この項目はこれまで勤続年数3年以上の職員の占める割合で評価しておりましたが、今回、職員定着のための方策を評価するため、文言を変更したいと考えております。③は、職員の勤務形態についてですが、安定的な介護サービスを提供できるかどうかを審査するものです。評価基準は看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上とする場合に評価するものです。また、④の職員の経験・専門性では、専門性を有する介護従事者を確保できるかどうかを審査するものですが、こちらは介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に評価することになります。この審査項目と先ほどの③の評価基準は、前回は、割合の区分を4段階に設定し、評価しておりましたが、加算の要件を評価基準とするため、それぞれ2段階での評価に変更したいと考えております。次の経験ある介護支援専門員を確保しているかについては、介護支援専門員の実務経験年数を評価するもので、新設した項目になります。同じく新設項目になりますが、その下の手厚い看護体制の確保は、常勤の看護師を1名以上配置する場合に評価するもので、こちらも加算の要件を基準としたものです。5ページに参りまして、5ページは、地域との連携についての審査項目となり、一次審査に4点、二次審査に6点合わせて10点を配点しております。まず、①の医療機関等との連携ということですが、一番上の協力医療機関と次の協力歯科医療機関の所在地が設置予定場所から半径2km以内にある場合に評価するというものです。いずれも近距離であることが望ましいということから半径2km以内としておりますが、これまでの審査基準では半径1kmとしていたところを2kmに拡大しております。これは、小規模多機能型居宅介護の審査基準との整合性を図るために変更したものです。②の家族、地域との交流については、二次審査項目となりますが、2項目を新設したいと考えております。1つはボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針があるかどうかの評価で、事業所としての社会貢献の取り組みを評価していただきたいと考えております。次は運営推進会議の内容についてですが、会議内容に具体的な創意工夫が見られるかどうかについて評価していただきたいと考えております。運営推進会議は地域住民、利用者、利用者家族、市職員等が事業所等に集まりおおむね2カ月に1回以上開催することが義務付けられているものですが、サービスの質の向上に繋がる運営推進会議の取り組みを評価するため、新設したいと考えております。それでは、6ページをお開き下さい。6ページは利用者計画についての審査項目となり、一次審査に1点、二次審査に19点合わせて20点を配点しております。利用者の直接処遇に関わる項目となりますので、二次審査項目の占める割合が非常に高くなっております。②の処遇方策の状況では様々な観点からその考え方や対策等が具体的で実現性の高いものであるかどうかを応募者から事前に提出された資料をもとにプレゼンテーションを聞いていただいて、審査採点していただくことを予定してお

ります。それでは、7ページをご覧ください。7の非常災害対策は、いずれも二次審査項目となっており6点を配点しております。この審査項目は、非常災害対策への取り組みを評価するために新設したいと考えているところでして、上から順に①の非常災害対策は、非常災害に十分な対策がとられているかどうかを評価していただき、②の地域住民との連携では避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるかどうかについて評価いただきたいと思います。最後の③非常災害時の地域への協力ですが、福祉避難所の確保に関する協定について開設を希望する事業所が指定された場合に、市と締結する予定があるかどうかを評価いただくものです。この福祉避難所とは、災害時に障がい者や高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所で、一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設するものです。最後に、8の特別減算項目についてご説明致します。この特別減算項目は、経営状況の問題や、公正な審査を妨害する行為など書かれている評価基準に該当する事項が判明した場合は、必要に応じて関係者から事実関係を確認し、審査委員に報告した上で、特別に採点を行うものです。この特別減算項目でも新設したところがございます。1つは、今までの実績の中の地域・行政との良好な関係というところで設置予定の町内会、地域住民への迷惑行為があった場合は評価点からマイナス20点しますというものです。この迷惑行為にはいろいろあると思いますが、騒音や町内会、地域のルールが遵守されていない等が考えられます。また、下の方の黒枠内になりますが、暴力団又は暴力団員への関与という項目を新設したいと考えております。これは八戸市暴力団排除条例によりまして、法人及び役員等が暴力団員である又は関与が認められる場合は失格とするものでございます。以上までが、地域密着型介護老人福祉施設の審査票の説明となります。それでは、別紙3小規模多機能型居宅介護の審査票についてご説明いたします。小規模多機能型居宅介護は、過去にも公募選定を行った実績がございますので、審査票の作成に当たりましては、平成22年度公募の際の審査項目を基本とし、審査項目および評価基準の見直しや新設を行いました。見直したところは右枠内に変更点とその理由を記載しており、新設した項目は黒枠で囲んでおります。小規模多機能型居宅介護の審査項目は、先ほどご説明いたしました地域密着型介護老人福祉施設と重複している部分が多いため、ここでは、重複していない項目についてご説明したいと思います。まず、最初に②の法人又は代表者の信頼性のところの上から2番目の項目ですが、地域に根差した活動の実績を評価するものですが、過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する場合に評価するというものです。この審査項目は前の資料の地域密着型介護老人福祉施設のところにもあった項目ですが、評価基準においてやや緩和されたものとなっております。次に3ページをご覧ください。設備計画の状況ですが、③の防火、防災、安全対策のところ、スプリンクラーを設置するかどうかの審査項目がございます。これは、地域密着型介護老人福祉施設には設置が義務付けられているために審査項目はないのですが、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び床面積275㎡以下のグループホームのように設置義務がない事業所に設置する場合には評価しようと考えたものです。こちらは、1次審査項目となります。次に4ページをご覧ください。職員の状況についてですが、④職員の経験、専門性のところで管理者の状況とありますが、配置する管理者の経験年

数をもって採点するものです。これについては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護に共通する評価基準となっております。それでは、最後の8ページをご覧ください。特別減算項目になりますが、上から3番目の審査項目の居住機能施設との併設ということで、通所系サービスがある小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護について、利用者を囲い込むようなサービス提供を見込んでいる場合はマイナス10点の減算と致したいと考えております。居住機能施設とは有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等のことで、これら施設と併設又は近接した場合にその施設の入居者が主に利用するようなこととなりますと地域住民の利用が制限される可能性があり、そのようなことにならないよう減算とするものです。続きまして、別紙4の認知症対応型通所介護の審査票についてご説明致します。認知症対応型通所介護と別紙5の認知症対応型共同生活介護については、過去に一次審査及び二次審査による公募実績はございません。ですので、実績のある地域密着型介護老人福祉施設と小規模多機能型居宅介護の審査票を基本として作成していることから審査項目の大部分は重複しております。よって、ここでは認知症対応型通所介護独自の審査項目についてご説明致したいと思っております。まず1ページの③設置の理念の2つ目の黒枠の項目のところですが、特色をもたせた運営方針となっているかという点について、ここは二次審査において採点いただきたいと考えております。この項目につきましては、募集要綱の骨子のところで、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護については、高齢障がい者や若年性認知症への対応など特色ある事業所の整備も可能としてはどうかとの委員の意見から募集圏域を全圏域へ広げてはどうかというご説明を致しました。この特色ある事業所について評価するため、2つのサービスの審査票には、他のサービスにはない独自の審査項目を設けたいと考えております。つぎに4ページをお開き下さい。認知症対応型通所介護独自の審査項目の2つ目は、職員の状況の④職員の経験・専門性のところの黒枠部分になりますが、機能訓練指導員の状況についての項目になります。認知症対応型通所介護は、基準上、機能訓練指導員を配置しなければならないことになっておりますが、他の業務を兼務することもできるため、専従の機能訓練指導員を配置した場合には評価したいと考えたものです。以上までが認知症対応型通所介護審査票の説明となります。次に最後になりますが、別紙5の認知症対応型共同生活介護の審査票についてご説明いたします。認知症対応型共同生活介護につきましても独自の審査項目が1つございますので、それについてご説明いたしたいと思っております。4ページをお開き下さい。職員の状況の④職員の経験・専門性の部分の黒枠のところがございますが、手厚い看護体制の確保についての項目になります。認知症対応型共同生活介護は、基準上、看護職員の配置を必要としておりませんが、看護師を配置する場合には、その勤務形態によって評価したいと考えております。なお、認知症対応型共同生活介護の募集に当たっては、定員9名以下で1か所新設したいという応募者もいれば既存の1ユニット事業所を増床して2ユニットにしたいという応募者もいると思っておりますが、審査の公平性を期するため、増床の場合でも増床部分を審査の対象としたいと考えております。以上駆け足ではございましたが説明を終わらせていただきますが、今回提示しました募集要綱については、本日決定していただくわけではございません。ですので、委員の皆様には本日お渡しした資料をご覧ください不明な点やご意見等がございましたら介護保険課の松村、もしくは大里の方までお寄せいただきたいと思いますと考えております。

なお、ご意見等につきましては、3月15日までにFAX、メール、お電話などでお寄せいただければ幸いです。いただいたご意見等は事務局で検討した上で、4月開催予定の介護高齢福祉部会で募集要綱の最終案をご報告申し上げたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

**議長（坂本分科会長）：**ただいま、事務局の方から第5期計画のサービス基盤整備に関わる募集要綱についてということで、1つは骨子について、それから2つ目は、全部で4つのサービスの審査に関わる審査票、この2つについて説明いただきました。今日ここで決定するというのではなくて、4月に最終的に決めたいと思いますが、皆さんの方から御質問ないでしょうか。はい、山田委員。

**山田委員：**地域密着型介護老人福祉施設の審査票別紙の2、1ページ目です。私は今年度初めて参加させていただくので、確認したいのですが、地域に根差した活動の実績があるかという項目の中で、過去3年以上にわたり社会福祉事業等の活動の実績があるという記載があるのですけれども、社会福祉事業等の活動とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

**議長（坂本分科会長）：**特養は、社会福祉法人でないとできないということになっておりますので、そちらの方の活動をしているかということになります。はい。松村さん。

**事務局（松村）：**社会福祉事業等の等とありますが、家族介護教室ですとか介護予防教室等公益性の高い事業も含まれることになります。

**山田委員：**分かりました。

**議長（坂本分科会長）：**他にご質問はございませんか。ご質問がなければ御意見ございませんか。はい、山本委員。

**山本委員：**新設した男女共同参画の促進という考え方は良い審査項目だなあとと思いますし、共通する審査項目を全部同じ様に設けたことは評価したいと思います。

**議長（坂本分科会長）：**はい。評価ということですね。他に御意見はありませんか。今日は細かい説明でしたが、これに基づいて審査していきますので大事な所になります。皆さんからここはこうした方がいいというアドバイス、御意見がありましたらいただきたいと思います。それでは御質問、あるいは御意見が他にないようでございますので、今日の所はこれで終わりますが、先ほど説明があったように、後ほど御意見がある場合は、ペーパーやFAX、メールなどで3月15日までに事務局の方へいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、以上で今日の議事を終わりたいと思います。では、事務局の方で事務連絡をお願いいたします。

**事務局（佐藤主幹）：**坂本分科会長ありがとうございました。ここで、本日が今年度最後の地域密着型サービス運営委員会になりますことから、矢羽々介護保険課長より委員の皆様には御礼の挨拶がございます。

**事務局（矢羽々課長）：**ご審議ありがとうございました。それでは一言御礼の挨拶を申し上げます。今年度の地域密着型サービス運営委員会は本日を含めて3回開催いたしました。委員の皆様方にはお忙しい中、地域密着型サービス基準条例や第5期計画サービス基盤整備に係る募集要綱について熱心に御審議いただきましてありがとうございました。委員の皆様方には来年度第5期計画基盤整備に係る公募選定につきまして、引き続き御審議いただく予定になっておりますので、宜しくお願



いたします。それでは簡単ではございますが、今後とも当市の高齢者福祉行政に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶にさせていただきます。なお、次回平成 25 年度第 1 回地域密着型サービス運営委員会の日程につきましては決まり次第御案内いたしますので、宜しくお願いいたします。以上でございます。

**事務局（佐藤主幹）：**それでは、これを持ちまして平成 24 年度第 3 回地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。